

第8章 入場券

(入場券の発売)

第152条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で駅に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については第46条第1項の規定を準用する

(1) 大人

(2) 小児（大人又は小児が、2人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については、小児とみなす。）

2 入場券は、駅において、係員又は自動券売機により発売する。この場合、入場券の使用時間を制限して発売することがある。

3 前項後段の規定により入場券の使用時間を制限する場合は、券面に発売時刻及び使用時間を制限する旨を表示して発売する。

4 入場券は、入場する日の当日に発売する。

(入場券の種類及び料金)

第153条 入場券は、普通入場券とし、その料金は、1枚につき大人200円、小児100円とする。

(入場券の効力)

第154条 普通入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限り、使用することができる。この場合、第152条第2項の規定により使用時間を制限して発売した普通入場券にあつては、当該制限された使用時間（以下「制限使用時間」という。）内に限って使用することができる。

2 入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。ただし、当社が特に認める場合は、この限りでない。

(入場券が無効となる場合)

第155条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。

(2) 発売駅以外の駅で使用したとき。

(3) 大人が小児用の入場券を使用したとき。

(4) 制限使用時間を超えて使用したとき。ただし、この場合にあつては、使用時間のうち制限使用時間を超えた時間（以下「超過使用時間」という。）について無効とする。

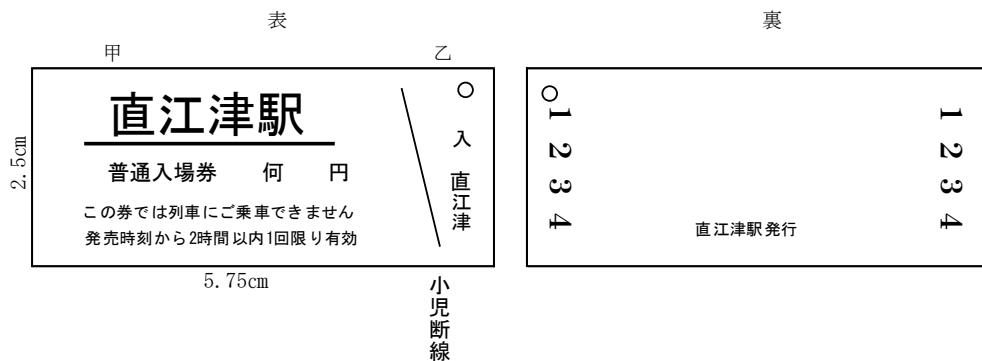
(5) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

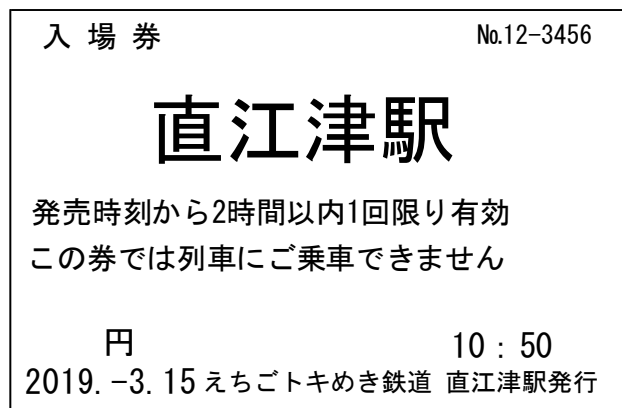
(入場券の様式)

第 156 条 入場券の様式は、次のとおりとする。

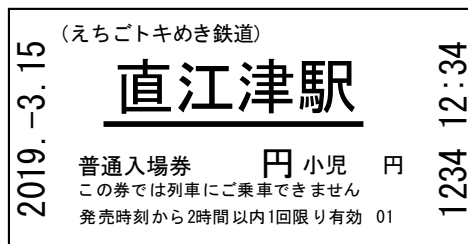
(1) 普通入場券



(2) 印刷発行機用



(3) 自動券売機用



(入場券の改札及び引渡し)

第 157 条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受け、かつ、入鋏を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失った場合も同じ。

(無札入場者)

第 158 条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第155条第1項第1号から第3号及び第5号の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第153条の規定

による入場料金を収受する。また、第153条第1項第4号に該当する場合（同項第1号から第3号まで又は第5号とあわせて該当する場合を含む。）は、超過使用時間を制限使用時間で除したもの（小数点以下切り上げ）に、第153条の規定による入場料金を乗じた額を収受する。

2 前項の規定は、第155条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

（入場料金の払いもどし）

第159条 入場券を所持するものは、第7条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、普通入場料金額の払いもどしを請求することができる。

2 前項による場合以外は、入場料金の払いもどしはしない。